事　務　連　絡
令和６年７月２６日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和６年９月１日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の別紙１を次のように改正する。

（別紙１）

材料料

M002　支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

１　間接法

⑴　メタルコアを用いた場合

イ　大臼歯　95 点

ロ　小臼歯・前歯　59 点

⑵　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

２　直接法

⑴　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

⑵　その他の場合

イ　大臼歯　33 点

ロ　小臼歯・前歯　21 点

（ファイバーポスト）

１本につき　61 点

M005　装着

１　歯冠修復物（１個につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　38 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　4 点

２　仮着（１歯につき）　4 点

３　口腔内装置等の装着の場合（１歯につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　38 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン　4 点

M009　充填（１窩洞につき）

１　歯科充填用材料　Ⅰ

⑴　複合レジン系

イ　単純なもの　11点

ロ　複雑なもの　29点

⑵　グラスアイオノマー系

イ　標準型

a　単純なもの　8点

b　複雑なもの　21点

ロ　自動練和型

a　単純なもの　9点

b　複雑なもの　23点

２　歯科充填用材料　Ⅱ

⑴　複合レジン系

イ　単純なもの　4点

ロ　複雑なもの　11点

⑵　グラスアイオノマー系

イ　標準型

a　単純なもの　3点

b　複雑なもの　8点

ロ　自動練和型

a　単純なもの　6点

b　複雑なもの　17点

M010　金属歯冠修復（１個につき）

１　14カラット金合金

⑴　インレー

複雑なもの　1,650点

⑵　４分の３冠　2,062点

２　金銀パラジウム合金（金12%以上）

⑴　大臼歯

イ　インレー

a　単純なもの　366点

b　複雑なもの　677点

ロ　５分の４冠　852点

ハ　全部金属冠　1,072点

⑵　小臼歯・前歯

イ　インレー

a　単純なもの　249点

b　複雑なもの　495点

ロ　４分の３冠　612点

ハ　５分の４冠　612点

ニ　全部金属冠　767点

３　銀合金

⑴　大臼歯

イ　インレー

a　単純なもの	25 点
b　複雑なもの	44 点
ロ　５分の４冠	57 点
ハ　全部金属冠	70 点
⑵　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	16 点
b　複雑なもの	33 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	40 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	40 点
ニ　全部金属冠	51 点
M010-2　チタン冠（１歯につき）	66 点
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
⑴　前歯	612 点
⑵　小臼歯	612 点
⑶　大臼歯	852 点
２　銀合金	
⑴　前歯	40 点
⑵　小臼歯	40 点
⑶　大臼歯	57 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	366 点
ロ　小臼歯・前歯	249 点
⑵　銀合金	
イ　大臼歯	25 点
ロ　小臼歯・前歯	16 点
２　レジン充填によるもの	
⑴　複合レジン系	11 点
⑵　グラスアイオノマー系	
イ　標準型	8 点
ロ　自動練和型	9 点
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	956 点
２　銀合金を用いた場合	113 点
M011-2　レジン前装チタン冠（１歯につき）	66 点
M015　非金属歯冠修復（１歯につき）	
１　レジンインレー	
⑴　単純なもの	29 点
⑵　複雑なもの	40 点
２　硬質レジンジャケット冠	
⑴　歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
⑵　歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）

１　前歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅳ）　388 点

２　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　181 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　163 点

３　大臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　316 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「２　小臼歯」により算定する。

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅴ）　615 点

M015-3　ＣＡＤ／ＣＡＭインレー（１歯につき）

１　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　181 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　163 点

２　大臼歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　316 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「１　小臼歯」により算定する。

M016　乳歯冠（１歯につき）

１　乳歯金属冠　30 点

２　その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

１歯につき　1 点

M016-3　既製金属冠（１歯につき）　29 点

M017　ポンティック（１歯につき）

１　鋳造ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　1,234 点

ロ　小臼歯　929 点

⑵　銀合金

大臼歯・小臼歯　56 点

２　レジン前装金属ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ　前歯　741 点

ロ　小臼歯　929 点

ハ　大臼歯　1,234 点

⑵　銀合金を用いた場合

イ　前歯　71 点

ロ　小臼歯　71 点

ハ　大臼歯　71 点

M017-2　高強度硬質レジンブリッジ（１装置につき）　1,629 点

M018　有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1　局部義歯（１床につき）
⑴　１歯から４歯まで　2点
⑵　５歯から８歯まで　3点
⑶　９歯から 11 歯まで　5点
⑷　12 歯から 14 歯まで　7点
2　総義歯（１顎につき）　10 点

M019　熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）　37 点

M020　鋳造鉤（１個につき）
1　14 カラット金合金
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　1,871 点
ロ　犬歯・小臼歯　1,522 点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　1,522 点
ロ　犬歯・小臼歯　1,169 点
ハ　前歯（切歯）　900 点
2　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　987 点
ロ　犬歯・小臼歯　772 点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　677 点
ロ　犬歯・小臼歯　589 点
ハ　前歯（切歯）　546 点
3　鋳造用コバルトクロム合金　5点

M021　線鉤（１個につき）
1　不銹鋼及び特殊鋼　6点
2　14 カラット金合金
⑴　双子鉤　884 点
⑵　二腕鉤（レストつき）　683 点

M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）
1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　273 点
⑵　犬歯・小臼歯　294 点
⑶　大臼歯　339 点
2　鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　30 点
⑵　犬歯・小臼歯　30 点
⑶　大臼歯　30 点

M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
1　磁石構造体　777 点
2　キーパー付き根面板

（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　677 点

ロ　小臼歯・前歯　495 点

⑵　銀合金

イ　大臼歯　44 点

ロ　小臼歯・前歯　33 点

（キーパー）

1 個につき　233 点

M023　バー（1 個につき）

1　鋳造バー

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,582 点

⑵　鋳造用コバルトクロム合金　18 点

2　屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼　30 点

M030　有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1　シリコーン系　166 点

2　アクリル系　99 点

（別添参考）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（別紙１）	（別紙１）
材料料	材料料
M002　支台築造	M002　支台築造
（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））	（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。
１ 間接法	１ 間接法
(1) メタルコアを用いた場合	(1) メタルコアを用いた場合
イ 大臼歯　95 点	イ 大臼歯　84 点
ロ 小臼歯・前歯　59 点	ロ 小臼歯・前歯　52 点
２　（略）	２　（略）
M005～M009　（略）	M005～M009　（略）
M010　金属歯冠修復（１個につき）	M010　金属歯冠修復（１個につき）
１　14 カラット金合金	１　14 カラット金合金
(1)　インレー	(1)　インレー
複雑なもの　1,650 点	複雑なもの　1,479 点
(2)　４分の３冠　2,062 点	(2)　４分の３冠　1,848 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
(1)　大臼歯	(1)　大臼歯
イ　インレー	イ　インレー
a　単純なもの　366 点	a　単純なもの　332 点
b　複雑なもの　677 点	b　複雑なもの　614 点
ロ　５分の４冠　852 点	ロ　５分の４冠　772 点

ハ　全部金属冠	1,072 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	249 点
b　複雑なもの	495 点
ロ　４分の３冠	612 点
ハ　５分の４冠	612 点
ニ　全部金属冠	767 点
３　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	25 点
b　複雑なもの	44 点
ロ　５分の４冠	57 点
ハ　全部金属冠	70 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	16 点
b　複雑なもの	33 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	40 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	40 点
ニ　全部金属冠	51 点
M010-2　(略)	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	612 点
(2)　小臼歯	612 点
(3)　大臼歯	852 点
２　銀合金	

ハ　全部金属冠	972 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	226 点
b　複雑なもの	449 点
ロ　４分の３冠	555 点
ハ　５分の４冠	555 点
ニ　全部金属冠	696 点
３　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	23 点
b　複雑なもの	40 点
ロ　５分の４冠	51 点
ハ　全部金属冠	63 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	14 点
b　複雑なもの	30 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ　全部金属冠	46 点
M010-2　(略)	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	555 点
(2)　小臼歯	555 点
(3)　大臼歯	772 点
２　銀合金	

(1)　前歯	40 点
(2)　小臼歯	40 点
(3)　大臼歯	57 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	366 点
ロ　小臼歯・前歯	249 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	25 点
ロ　小臼歯・前歯	16 点
２　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	956 点
２　銀合金を用いた場合	113 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
１　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,234 点
ロ　小臼歯	929 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	56 点
２　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	741 点
ロ　小臼歯	929 点
ハ　大臼歯	1,234 点
(2)　銀合金を用いた場合	

(1)　前歯	36 点
(2)　小臼歯	36 点
(3)　大臼歯	51 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	332 点
ロ　小臼歯・前歯	226 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	23 点
ロ　小臼歯・前歯	14 点
２　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	866 点
２　銀合金を用いた場合	102 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
１　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,118 点
ロ　小臼歯	842 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	51 点
２　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	672 点
ロ　小臼歯	842 点
ハ　大臼歯	1,118 点
(2)　銀合金を用いた場合	

イ　前歯　71点	イ　前歯　65点
ロ　小臼歯　71点	ロ　小臼歯　65点
ハ　大臼歯　71点	ハ　大臼歯　65点
M017-2～M019　（略）	M017-2～M019　（略）
M020　鋳造鉤（１個につき）	M020　鋳造鉤（１個につき）
１　14カラット金合金	１　14カラット金合金
(1)　双子鉤	(1)　双子鉤
イ　大・小臼歯　1,871点	イ　大・小臼歯　1,649点
ロ　犬歯・小臼歯　1,522点	ロ　犬歯・小臼歯　1,341点
(2)　二腕鉤（レストつき）	(2)　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　1,522点	イ　大臼歯　1,341点
ロ　犬歯・小臼歯　1,169点	ロ　犬歯・小臼歯　1,030点
ハ　前歯（切歯）　900点	ハ　前歯（切歯）　793点
２　金銀パラジウム合金（金12%以上）	２　金銀パラジウム合金（金12%以上）
(1)　双子鉤	(1)　双子鉤
イ　大・小臼歯　987点	イ　大・小臼歯　894点
ロ　犬歯・小臼歯　772点	ロ　犬歯・小臼歯　699点
(2)　二腕鉤（レストつき）	(2)　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　677点	イ　大臼歯　614点
ロ　犬歯・小臼歯　589点	ロ　犬歯・小臼歯　534点
ハ　前歯（切歯）　546点	ハ　前歯（切歯）　495点
３　（略）	３　（略）
M021　線鉤（１個につき）	M021　線鉤（１個につき）
１　（略）	１　（略）
２　14カラット金合金	２　14カラット金合金
(1)　双子鉤　884点	(1)　双子鉤　780点
(2)　二腕鉤（レストつき）　683点	(2)　二腕鉤（レストつき）　603点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1)　前歯　273 点	(1)　前歯　248 点
(2)　犬歯・小臼歯　294 点	(2)　犬歯・小臼歯　267 点
(3)　大臼歯　339 点	(3)　大臼歯　307 点
2　(略)	2　(略)
M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）	M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
1　(略)	1　(略)
2　キーパー付き根面板	2　キーパー付き根面板
(根面板の保険医療材料料（1 歯につき))	(根面板の保険医療材料料（1 歯につき))
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
イ　大臼歯　677 点	イ　大臼歯　614 点
ロ　小臼歯・前歯　495 点	ロ　小臼歯・前歯　449 点
(2)　銀合金	(2)　銀合金
イ　大臼歯　44 点	イ　大臼歯　40 点
ロ　小臼歯・前歯　33 点	ロ　小臼歯・前歯　30 点
(キーパー)　(略)	(キーパー)　(略)
M023　バー（１個につき）	M023　バー（１個につき）
1　鋳造バー	1　鋳造バー
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,582 点	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,434 点
(2)　(略)	(2)　(略)
2　(略)	2　(略)
M030　(略)	M030　(略)